# **一**熊本県公報

第 1 0 9 7 8 号 平成 15 年 5 月 9 日 (金) (毎週 月・水・金発行)

# 目 次

			小																									
〇指	定居	記 記	サー	- ビ	ス	事	業別	斤の	指	定…														(介	護	保隆	食課)	1
0	"																							(		"	)	1
〇指	定居	宅	介護	養支	援	事	業月	斤の	指	定…														(		<i>"</i>	)	1
0	"																										)	2
	: 俣都																											2
〇指	定居	宅	サー	- ビ	ス	事	業別	斤の	指	定…														(介	護	保险	食課)	2
0	"																							(		"	)	2
〇熊	本県	訓	練手	当	支	給事	要項	頁の		部を	改	正多	ナる	要	項							· (]	職業	能能	力	開多	養課)	2
〇家	畜体	内	受精	事卵	移	植り	こ関	りす	る	講習	会	の身	見催	崔及	$\mathcal{U}$	同值	多業	試	験	のき	起旅	<u>j</u>		(畜	産	衛生	と課)	3
	公	4	告																									
〇開	発行	為	に関	すす	る	工 <u> </u>	事の	) 完	了															(建		築	課)	6
$\circ$	"																							(		"	)	6
	登	載	亿	ţ.	頼																							
〇政	(治資	金	規』	E 法	第	17	条	第	2 1	頁適	用目	団 体	<u>.</u>									. ( }	選挙	管	理	委員	(会)	6

## 告 示

熊本県告示第 497 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
株式会社 紅い華ヘルパーステーション	株式会社 紅い華ヘルパース	平成 15 年 4 月 24 日
熊本市田井島一丁目 3 番 27-702 号	テーション	

## 熊本県告示第 498 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
うすば指定訪問介護サービス事業所	特定非営利活動法人わいわい	平成 15 年 4 月 25 日
熊本市薄場二丁目 10番 2号		

#### 熊本県告示第 499 号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
うすば居宅介護支援事業所	特定非営利活動法人わいわい	平成 15 年 4 月 25 日
熊本市薄場二丁目 10番2号		